

藤沢市夏期海岸ルール

(令和2年度)

令和2年6月

藤沢市夏期海岸対策協議会

(目的)

第1条 藤沢市夏期海岸ルール（以下「ルール」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大防止の点を鑑み、本市内における夏期の海岸利用について、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、海岸利用者の安全・安心を確保することを目的に藤沢市夏期海岸対策協議会（以下「協議会」という。）が定める。

(期間)

第2条 本ルールの適用期間は、令和2年7月1日から同年8月31日までとする。

2 第7条第2項に定める対策を講じる期間は、令和2年7月18日から同年8月31日までとする。

(ルールの遵守を促すための措置)

第3条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシなどにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

(ルールの遵守を促すための行為等)

第4条 協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関し、国が推奨する生活様式（以下「生活様式」という。）の実行を推進するため、第2条に定める期間のルール遵守の責任者（以下「責任者」という。）を定めることとする。

2 前項の責任者について協議会以外の者を定める場合、別途協定等を締結した者に、海岸利用者にルールの遵守を促す活動を行わせることができる。

(対象範囲)

第5条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関し、国が推奨する生活様式（以下「生活様式」という。）の実行を推進するため、ルールに定める管理対象区域の海岸（以下「管理区域内の海岸」という。）に関する範囲を別図1に定める。

(管理区域内の土地利用)

第6条 責任者は管理区域内の土地に、予め許可を得た建築物等を設置することにより、生活様式を実践しながらも、一般の利用を妨げることのないよう努める。

2 管理区域内の海岸では、正当な理由なく営利活動や強引な勧誘行為、宣伝活動を行うことはできない。ただし、協議会が予め許可を与えた場合は、この限りではない。

3 責任者は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れがないよう監視に努める。

(海岸内での海面への入水等)

第7条 海水浴場を設置しないことから、管理区域内の海岸の海面への入水については、すべて利用者の自己責任とし、責任者はその責を負わない。

2 管理区域の海域については、利用者同士の接触を防止するため、協議会は、安全対策の知見を有する者にライフセーバーの配置を委託するとともに、別図2に定める対策を講じる。

- 3 管理区域の海域については、飲酒をした者は、遊泳はできないこととする。

(安全対策及びルールへの遵守施設等の設置)

第8条 責任者は、安全対策及びルールへの遵守に必要な建物を必要最小限の範囲で設置できることとし、その場合には、設置に関する法的な手続きを行う。

- 2 管理区域内の海岸において、海の家や、その他営利施設は設置しないこととする。
- 3 管理区域内の海岸において、公衆便所は新たに設置しないこととする。

(飲酒の制限)

第9条 海岸利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

- 2 協議会は、管理区域内の海岸について、飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関し周知を図る。

(喫煙の制限)

第10条 海岸利用者は、管理区域内の海岸では喫煙することができないこととする。

(新型コロナウイルス感染症対策)

第11条 管理区域内の海岸利用者は、新型コロナウイルス感染症対策として、次に掲げる条件を具備するよう努めるとともに、責任者は必要な対策を講じる。

- (1) 管理区域内の海岸では、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という条件が重ならないようにする。
- (2) 感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえるなどの対策を行う。
- (3) 国が示す、ウイルスの感染拡大を防ぐために定められた、身体的距離（ソーシャル・ディスタンス）を確保する。
- (4) 発熱、息苦しさ、倦怠感等、風邪症状がある場合、利用を控える。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第12条 管理区域内の海岸利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

- 2 協議会は、管理区域内の海岸における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第13条 管理区域内の海岸利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海岸利用者の管理区域内の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(音響機器等の使用制限)

第14条 海岸利用者は、管理区域内の海岸において音響機器等を使用して音又は音声を流す場合、その音量について、周辺環境に十分配慮をし、他の利用者に迷惑をかけることがないようにしなくてはならない。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第15条 海岸利用者は、管理区域内の海岸において、バーベキューや焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

(不法投棄)

第16条 海岸利用者は、管理区域内の海岸において、定められたごみ捨て場所以外でごみを投棄してはならない。

(安全対策上の制限)

第17条 海岸利用者は、管理区域内の海岸において、他の利用者の安全対策上危険を及ぼすと責任者または同責任者から委託を受けたライフセーバーが判断した場合は、その指示に従わなければならない。

(パトロールの実施等)

第18条 協議会は、ルールへの遵守の状況等を確認するためのパトロール計画を策定し、パトロールを実施する。

- 2 協議会は、前項に規定するパトロール等により、ルール違反が確認された場合は、違反している利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明し、協力を依頼する。
- 3 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(その他)

第19条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会会長の判断で、専門部会を設置し、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、令和2年6月16日から施行する。

※下図はイメージであり、海象状況に応じ、可変する場合があります

(1) 片瀬海岸東浜（例年の片瀬東浜海水浴場区域）



(2) 片瀬海岸西浜及び鵜沼海岸（例年の片瀬西浜・鵜沼海水浴場区域）



(3) 辻堂海岸（例年の辻堂海水浴場区域）



<別図2>

7月18日から8月31日までの間、午前10時から午後3時までは、利用用途に合わせて、**マリンスポーツ自粛エリア**と**マリンスポーツ可能エリア**との棲み分けを行います。

エリアの境界には「Swim Between Flags」を掲げ、神奈川県ライフセービング協会が派遣するライフセーバーは、旗の間を注視し、入水者等に対し必要に応じて指導する。

また、当日の海象状況により、ライフセーバーが範囲を決定し、Flagを掲げます。

エリアを表現するため、波打ち際を起点に、沖合20mまで（辻堂は沖合10mまで）がマリンスポーツを自粛していただく**マリンスポーツ自粛エリア**（水上バイク・動力船など含む）を設定する。

また、さらに沖合10mまでは、可能エリアと自粛エリアの境界が不明確による接触を防止するためのどちらも侵入しない**緩衝エリア**とする。



【Swim Between Flags】



関係法令

法令名	内容	所管部局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	砂防海岸課 土木事務所 水産課 漁港事務所 市町（漁港責任者）
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	砂防海岸課 土木事務所 横須賀市（港湾責任者）
漁港漁場整備法 同施行細則	漁港区域の占用許可	水産課 漁港事務所 市町（漁港責任者）
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規制 等	大気水質課 市町 地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部暴力団対策課 警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 警察署
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の 防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるよ うな著しく粗野又は乱 暴な言動をした場合の 罰則等	県警本部地域指導課 警察署